

事業成長担保権と労働者保護

東京南部法律事務所／弁護士 竹村 和也

基本的な視点

- 労働契約も担保目的財産に含まれる
- 事業の価値・形成・保全に不可欠な労働者
- 重要な利害関係人としての位置づけ

設定時の課題

- 設定時の労働者の個別同意の要否
- 設定時の労働者への通知の要否
- 設定時の労働組合等との協議の要否
- 労働者の理解・協力の確保という視点

期中の課題

- 金融機関による「経営改善のための対応協議」
- 経営合理化等も含む支援（指導）の可能性
- 利害関係人たる労働組合との交渉の要否

事業譲渡における労働者保護の課題

- 全部譲渡型／一部譲渡型
- 地位譲渡型／労働契約解消・採用型
- 労働者の個別同意の必要（承継強制の回避）（民625条1項）
- 譲渡会社と譲受会社の合意による特定承継（不承継の不利益）
- 労働条件不利益変更の問題（地位譲渡型と採用型の相違）
- 手続的規整の不存在（倒産手続下における事業譲渡を除く）

事業成長担保の実行・換価時の課題

- 設定者の債務不履行状態
- 個別資産換価の可否
- 不承継の不利益の深刻な局面
- 事業譲渡時の労働者保護の抜本的改善の必要

労働債権保護について

- 労働債権への優先弁済（担保法制全体への示唆）
- 実行による事業譲渡における債務承継の問題との関連（優先弁済によっても労働債権に未払が残る場合）

労働協約の問題

- 労働組合と使用者との契約の一類型
- 担保目的財産に含まれるのか
- 実行時の帰趨
- 事業譲渡等の組織再編に係る事前協議・同意条項がある場合の取扱い

使用者性の問題

- 裁判上の実行における管財人の地位
- 私的実行を認める場合の担保権者の地位
- 任意実行を認める場合の担保権者の地位
- 事業譲渡先の地位

手続的規整の問題

- 過半数労働組合／過半数代表者
- 事業場単位ではなく会社単位（⇔労基法）
- 過半数労働組合が存在しない場合の過半数労働者の選出手続（中小企業では労働組合が存在しないことのほうが多い）
- 手続的規整違反の効果